

組合 Q & A

理事会中に定足数を割ったら

理事会を開催中に一人の理事が退席してしまった。これにより、理事会の定足数を割った。理事会は成立するか

株式会社の場合ですが、取締役会の定足数は全議案を通じて満たされていなければならないとした最高裁の判例（※1）があります。

取締役会総数四人で、三人が出席して取締役会を始めたところ、一人の取締役が勝手に退席してしまいました。退席した理由は、その取締役を糾弾する議案の審議が始まったからです。残った二人は取締役会を続け、臨時株主総会の開催を議決します。この議決に基づき開催された株主総会で役員改選が行われ、退席した取締役は取締役会からはずされてしまいました。総会決議の無効を主張して提訴しました。

一・二審は、取締役会・総会を有効としましたが、最高裁は次のように判示し、取締役会の決議を無効としています。

効としています。

「定足数は、討議、議決の全過程を通じて維持されるべきであり、開会の初めに満たされていればよいというものではない。法律は、一定以上の取締役が出席して協議・意見交換・英知の結集をして結論を生み出すことを期待している。本件の取締役会では、開会時に定足数を満たしていたに過ぎず、総会招集の決議がなされた当時は、定足数を欠いていたから、取締役会の決議は無効と解すべきである」

この最高裁判例があるので、取締役会にしても総会にしても定足数は全議案を通じて満たしていなければいけないと考えられます。

国会でも「会議中に定足数を欠く恐れがあるときは、議長は、退席を禁じたり、議場外の議員に出席を要求することができる（※2）」と定めています。さらに、議長は議長に出席者の数を計算することによって定足数を満たしていることが要件になっているのは間違いありません。

以上のことを組合の理事会に当てはめると、極端な場合、一人の

理事が議場を出たり入ったりして、理事会の成立・不成立を自由にコントロールすることが可能になってしまいます。

たった一人の意思で組合運営が左右されるのは困ります。途中で定足数を欠いても、開会時の出席者の過半数の賛成を得れば、可決したものとしてもらいたいものです。

紹介した最高裁判例の例でいえば、定足数三人なのに途中で二人になっても二人が賛成して、三人いた場合の可決要件をクリアしていれば、可決にしてほしい、ということです。しかし、この考え方に最高裁は「ノー」の判断をくだしています。

（※1）最高裁昭和四一年八月二六日判決 民集二十卷六号 二二八九頁
（※2）第一法規「会社法務質疑応答集」四五二二頁（内容現在 平成十四年二月二八日 山口和男・荒谷裕子）

ポイント

★会議の定足数は全議案を通じて満たすべき

中小企業組合理事のためのQ&A

「清水透著・2010年5月25日（新訂）第1版第1刷発行」より転載。

◎ご購入のお申込み等、図書についての詳細は全国中小企業団体中央会のホームページをご参照下さい。（トップページ▽中央会の出版刊行物）

組合士検定にチャレンジ!!

Q: 加入・脱退、出資・持分に關する正誤問題です。

【第1問】自由脱退を申し出た組合員は、その時点から組合事業を利用できなくなる。

【第2問】脱退した組合員は、その持分の全額の払戻請求権を取得する。

【第3問】脱退した組合員の持分払戻請求権は、脱退の時から2年間行わないときは、時効によって消滅する。

【第4問】事業協同組合の1組員の出資口数は、出資総口数の100分の20を超えてはならない。

《解答》【第1問】×（自由脱退は、脱退の成立は年度末になるので、それまでの間は原則として組合の事業を利用する権利を有する）。【第2問】×（脱退した組合員は、持分の払戻請求権を取得するが、法文に「持分の全部又は一部の払戻を請求することができる」とあるので、定款で一部払戻の規定を置くことができる。したがって、持分の全額ではなく、出資額を限度とするなど持分の一部の払戻請求権になることもある）。【第3問】○【第4問】×（一般の組合にあつては、1組合員の出資は100分の25までに制限されていて20%ではない。最高持ち口数の特別なケースとして、組合員の脱退・合併などの場合、総会の特別議決で最高持ち口数の限度を35%まで引き上げることが認められている。また、組合員数が3人以下の組合では、この規定そのものが適用されない。）